

町有財産売払一般競争入札説明書

町有財産の売払いについて、以下のとおり一般競争入札を実施しますので、買受希望者は、売払物件について確認（下見会による確認を含む。）をし、この入札説明書、阿武町インターネット公有財産売却ガイドライン及び町有財産売買契約書の各条項を承知の上、あらかじめ入札参加の申込みを行い、所定の手続きに従い入札願います。

令和 7 年 10 月 31 日

阿 武 町

1 一般競争入札に付する公有財産の概要

物件番号	財産名称	初年度 登録	排気量	走行距離	予定価格 (税込)	入札保 証金
R 7-1	ニッサン 消防車	H 6	1.62 L	18,368 km	100,000 円	10,000 円

備考 1 予定価格とは、あらかじめ町が定めた最低売払価格をいう。

2 走行距離は、R7-1 が令和 7 年 9 月 3 日現在のものとする。

2 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当すると認められる者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に規定する事実のあった日から 2 年を経過していない者
- (3) 日本語を完全に理解できない者
- (4) 阿武町が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく 裁判所からの更正手続開始の決定がなされていない者
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく 裁

判所からの更正手続開始の決定がなされていない者

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）
- (9) 当該物件を暴力団の事務所その他公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者
- (10) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」といいます。）
- (11) 暴力団員等が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）であり、又はその経営に実質的に関与している者
- (12) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者をいう。以下同じ。）を利用したことがある者
- (13) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (14) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (15) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
- (16) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員
- (17) (6) から (14) に規定するものの依頼を受けて入札への参加申込みをしようとする者
- (18) 本町職員のうち地方自治法第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員及び同法第 239 条第 2 項に規定する物品に関する事務に従事する職員
- (19) 提出書類に不備又は不正のある者
- (20) 参加申込み時点で未成年の者
- (21) 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）がない者

3 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 1 時から令和 7 年 11 月 17 日（月）午後 2 時までに、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより町が定めた入札保証金を納付すること。
- (2) 入札参加希望者は、上記（1）の仮申込手続を完了した後、令和 7 年 11 月 17 日（月）までに所定の申込書により阿武町総務課財政係に一般競争入札への参加を申し込むものとする。（郵送の場合は、令和 7 年 11 月 17 日（月）までの消印を有効と

する。)

(3) 期限までに申込書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

(4) 受付期間内に申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することができない。

(5) その他

ア 申請書類等は、阿武町ホームページからダウンロードする。

イ 申請書類等の作成費用は、入札参加希望者の負担とする。

ウ 提出された申請書類等は、返却しないものとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所 阿武町ホームページ上

阿武町総務課財政係 電話 0 8 3 8 8 - 2 - 3 1 1 0

(2) 期 間 令和 7 年 10 月 31 日 (金) 午後 1 時から令和 7 年 11 月 17 日 (月) 午後 2 時まで

5 下見について

下見を希望する者は、(2) の実施期間のうち、下見を希望する日時を(3) の連絡先へメールにて事前に連絡すること。

(1) 場 所 阿武町役場庁舎裏駐車場 (山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636)

(2) 実施期間 令和 7 年 10 月 31 日 (金) から令和 7 年 12 月 9 日 (火) のうちの
開庁日 (午前 9 時から午後 5 時まで)

(3) 連 絡 先 soumu05@town.abu.lg.jp

※ 車体等の傷及び積載品の確認については、下見の時に行うこと。なお、下見で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。

6 一般競争入札の場所及び期間

(1) 場 所 売却システム上

(2) 入札期間 令和 7 年 12 月 2 日 (火) 午後 1 時から
令和 7 年 12 月 9 日 (火) 午後 1 時まで

7 入札方法

(1) 売却システム上で入札価格 (消費税及び地方消費税を含む。) を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。

(2) 郵送又は持参による入札書の提出は、認めない。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、町が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金の全部を、落札者の依頼に基づき契約保証金に充当する。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 町ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

10 落札者の決定方法

入札期間終了後、町は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の売却システムIDで落札者の氏名（名称）とみなす。

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、令和7年12月16日（火）午後5時までに契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定を取り消す。この場合、町有財産売却の財産の所有権は、落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は、返還しない。

(2) 契約書作成の要否

要す。

(3) 契約保証金

契約締結時に納付されている入札保証金の全部を落札者の依頼に基づき契約保証金に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

(4) 売払代金

契約保証金の全部を落札者の依頼に基づき売払代金に充当する。

(5) 売払代金の残金の納入

落札者は、この契約締結日から令和7年12月23日（火）午後2時30分までに、

売払代金の残金を、町の指定する銀行口座への振込（振込手数料は、落札者の負担とする。）により納付しなければならない。

12 その他

- （１）契約、引渡しその他に要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- （２）物件は、保管場所において現状有姿のまま引渡すものとする。
- （３）抹消登録を行っているので、引渡しの際、自走する場合は、仮ナンバーが必要となる。また、引き渡し後 30 日以内に、落札者が道路運送車両法に基づく手続き等を行ったことを確認できる書面の写しを町に提出すること。
- （４）当該公告文記載内容その他の事項については、町ガイドラインに基づくものとする。
- （５）入札及び契約に関する事務を担当する部署

名 称 阿武町総務課財政係

所 在 地 〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636

電話番号 08388-2-3110